

# 高知市下水道条例施行規程の一部改正について

(平成 26 年上下水道局規程第 7 号)

## < 概 要 版 >

資料 1

近年、排水設備工事指定業者等の違反行為が増加傾向にあることから、高知市下水道条例施行規程の一部を改正することとしました。主な改正点は下記のとおりです。

(施行日：令和 4 年 8 月 1 日)

### 指定業者等の責務

指定業者および責任技術者については、下水道に関する法令、条例、この規程その他の関係法令を遵守するとともに、誠実に排水設備工事（責任技術者は技術上の監理）を行わなければならない。⇒**条文に新規追加**

【下水道条例施行規程第 5 条の 2 第 1 項、第 2 項】

### 違反点数の 加算方法の変更

- ① 複数件の違反行為を審議する場合、2 件目以降の違反行為の違反点数を軽減
- ② 指定業者から届出義務違反を犯したとの申出があった際の違反点数の軽減

⇒**上記の規定を廃止**

【下水道条例施行規程第 20 条第 2 項 表 1 備考】

# 高知市下水道条例施行規程第 20 条第 2 項表 1 について

## ＜ 違反行為の事例 ＞

資料 2

### ＜高知市下水道条例施行規程第 20 条第 2 項表 1＞

| 違反の内容   | 点数 | 違反行為の事例   |
|---|----|---|
| (1) 条例第 4 条の規定による排水設備の計画の確認に係る申請を怠った。                       | 30 | 排水設備申請書（第12号様式）を提出し、 <u>排水設備の計画の確認及び現地確認を受けることなく、排水設備の全部又は一部の工事を行ったとき。</u>    |
| (2) 条例第11条第 1 項の規定による公共下水道の使用開始等の届出を、遅滞なく行わなかった。            | 20 | 公共下水道使用開始届出書（第15号様式）を <u>使用開始した日に直接又はFAXにより提出しなかったとき。</u>                     |
| (3) 条例第 6 条第 1 項の規定によるしゅん工の届出を、排水設備の工事の完了した日から10日以内に行わなかった。 | 10 | 排水設備の築造しゅん工届出書（第 13 号様式）を <u>工事の完了した日から 10 日を超過して届出があったとき。</u>                |
| (4) 条例第 7 条第 1 項の規定に違反して、指定業者以外の者に排水設備の工事を行わせた              | 60 | <u>指定業者以外の者に工事を行わせることを目的として、指定業者の商号を使用し、排水設備申請書（第12号様式）等を提出していることが判明したとき。</u> |
| (5) その他の不適切な行為を行った。   | 10 | <u>粗雑工事等により、改善するよう期日を定めて命令したが、それを行わなかったとき。</u>                                |

#### 備考

- 1 一の排水設備の工事に関して複数の違反行為を確認した場合は、それぞれの違反点数を合算する。
- 2 違反点数を課せられた日から 1 年以内に再度違反行為を確認した場合は、前違反点数に加点する。
- 3 違反点数を課せられた日から 1 年以内に新たな違反行為が確認されなかった場合は、違反点数を消滅させる。

第2章 排水設備

第1節 排水設備工事指定業者等

（指定業者等の責務）

第5条の2 指定業者は，下水道に関する法令，条例，この規程その他の関係法令を遵守するとともに，誠実に排水設備工事を行わなければならない。

2 責任技術者は，下水道に関する法令，条例，この規程その他の関係法令を遵守するとともに，排水設備工事において誠実に技術上の監理を行わなければならない。

（指定業者等の指定又は登録の取消し又は停止）

第20条 条例第7条の2第2項に規定する規程で定める場合は，次に掲げる場合とする。

- (1) 第4条又は第5条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 本市以外の地区協会所属市町村において指定業者の指定又は責任技術者の登録の停止又は取消しを受けたとき。
- (3) その他指定業者等として不適当な行為があったとき。

2 次の表1の左欄に掲げる違反の内容の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める点数の累計が，表2の左欄に掲げる処分の対象となる違反点数となったとき，同表の右欄に定める処分の内容を行うものとする。

表1

| 違反の内容   | 点数 |
|---|----|
| (1) 条例第4条の規定による排水設備の計画の確認に係る申請を怠った。                     | 30 |
| (2) 条例第11条第1項の規定による公共下水道の使用開始等の届出を，遅滞なく行わなかった。          | 20 |
| (3) 条例第6条第1項の規定によるしゅん工の届出を，排水設備の工事の完了した日から10日以内に行わなかった。 | 10 |
| (4) 条例第7条第1項の規定に違反して，指定業者以外の者に排水設備の工事を行わせた              | 60 |
| (5) その他の不適切な行為を行った。                                     | 10 |

備考

- 1 一の排水設備の工事に関して複数の違反行為を確認した場合は，それぞれの違反点数を合算する。
- 2 違反点数を課せられた日から1年以内に再度違反行為を確認した場合は，前違反点数に加点する。
- 3 違反点数を課せられた日から1年以内に新たな違反行為が確認されなかった場合は，違反点数を消滅させる。

表 2

| 処分の対象となる違反点数       |                   |                  | 処分の内容          |
|--------------------|-------------------|------------------|----------------|
| 1 回目               | 2 回目              | 3 回目             |                |
| 40 点以上<br>60 点未満   |                   |                  | 1 月以内の指定の効力の停止 |
| 60 点以上<br>80 点未満   | 40 点以上<br>60 点未満  |                  | 2 月以内の指定の効力の停止 |
| 80 点以上<br>100 点未満  | 60 点以上<br>80 点未満  | 40 点以上<br>60 点未満 | 3 月以内の指定の効力の停止 |
| 100 点以上<br>150 点未満 | 80 点以上<br>100 点未満 | 60 点以上<br>80 点未満 | 6 月以内の指定の効力の停止 |
| 150 点以上            | 100 点以上           | 80 点以上           | 指定取消し          |

備考

- 1 指定又は登録の効力の停止処分措置を、初めて受け、又は前回の指定若しくは登録の効力の停止処分措置の終了の日の翌日から起算して 3 年を経過している場合は、1 回目の処分とする。
  - 2 指定又は登録の効力の停止処分措置の終了の日の翌日から 3 年以内に再度違反行為を確認した場合は、2 回目又は 3 回目の処分とする。
  - 3 指定又は登録の効力の停止処分措置の終了の日の翌日から 3 年以内に処分対象となる点数に達する行為を 3 回より多く繰り返した場合の処分については、別途委員会で検討する。
- 3 市は、条例第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定又は登録の停止又は取消しによる損害について、その責めを負わない。
- 4 指定又は登録を取り消された場合は、それぞれ指定業者証又は責任技術者証を直ちに管理者に返還しなければならない。